

「学校におけるアレルギー疾患対応指針」改訂表

箇所	現行	改定案	
表紙裏		新規	対応は、「ア・レ・ル・ギ・ー」の視点で 「ア」んぜん（安全性最優先）安全性最優先で判断します。 「レ」んけい（連携）「学校・家庭・調理場」、「校内・調理場内」の複数で連携して対応します。 「ル」ール（ルール）チェック箇所やタイミング等、ルールを決めて対応します。 「ギ」んみ（吟味）使用食品や関係書類の内容を十分吟味します。 「ー」（一番は子供のため）
目次	学校生活編Ⅳ 学校生活管理表（アレルギー疾患用）について	追加	学校生活編Ⅳ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について
P3	■食物アレルギー 「原因となる食物を摂取しないこと」が唯一の治療（予防）法である。	削除	
P4	■アナフィラキシー	新規	アナフィラキシーの病型の表
P6	アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図（例）「教育委員会」の枠内	追加	アレルギー対応指針の策定
	アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図（例）「学校」の枠内	追加	・アレルギー疾患対応委員会（食物アレルギー対応委員会等）の設置 ・基本方針、対応マニュアル策定
	アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図（例）「学校医」の枠内	追加	・学校歯科医・学校薬剤師 ・「指導・助言等」「相談・報告等」及び矢印
P7	②対象となる児童生徒の保護者へ管理指導表等の提出依頼	追加	②対象となる児童生徒の保護者へアレルギーに関する調査票、学校生活管理指導表の提出依頼
	④アレルギー疾患対応委員会の設置と、個別支援プランの作成 ○管理指導表に基づき、…	追加	○学校生活管理指導表に基づき…
	⑧評価・対応の見直し、次年度に向けた準備 ○…次年度活用する管理指導表を配布	追加	○…次年度活用する学校生活管理指導表を配布
P9	◆管理指導表の提出について ・原則として、対応の必要が児童生徒について…	追加	・原則として、学校生活において個別の管理・対応が必要な児童生徒について…
P10	◆その他 ・（3つ目の「・」）…管理が必要な間は、少なくとも毎年管理指導表を提出するよう、保護者に依頼する。	追加	・…管理が必要な間は、入学時、進級時、変更があった場合等、少なくとも毎年管理指導表を提出するよう、保護者に依頼する。 ・記載内容は十分確認し、学校・保護者・主治医と共通認識を図る
P11	（2）面談の内容（例） ・緊急時の対応：P37～41	修正	緊急時の対応：P38～42
P12	（1）アレルギー疾患対応委員会の役割	新規	・基本方針を決定する
P13	■教職員等の役割 給食・食育担当者 学校医	修正 追加	・食育・給食担当者 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師

	<p>栄養教諭・学校栄養職員等</p> <p>調理従事者</p>	<p>削除 新規</p> <p>削除 新規</p>	<p>栄養教諭（学校栄養職員等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の状況を踏まえ、安全性に配慮した献立作成を行う。 <p>調理従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する食品及び加工品に使用されている原材料等を、栄養教諭等とともに、事前に確認する。 						
P15	<p>（１）食に関する学習活動</p> <p>学校行事、家庭科（調理実習）、生活科、特別活動、総合的な学習の時間、部活動等で食に関する活動を行う場合には…（後略）</p>	修正	家庭科（調理実習）、生活科などの教科、特別活動（学級活動、委員会活動、学校行事、クラブ活動）、総合的な学習の時間、部活動等で食品を扱う活動を行う場合には…						
P17	<p>（３）食事についての確認（食物アレルギーの場合）</p> <p>宿泊施設・食事提供施設の食事（食材）の内容や…</p>	修正	宿泊施設・食事提供施設の食事（原材料）の内容や…						
P19	<p>（１）食物アレルギーに対応した学校給食を実施するための体制づくり</p> <p>学校の枠内</p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患対応委員会 栄養教諭（学校栄養職員等）等 <p>共同調理場の枠内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応できる内容を受配校に提示する。 	<p>追加 削除</p> <p>修正</p>	<p>アレルギー疾患対応委員会（食物アレルギー対応委員会等）</p> <p>栄養教諭等</p> <p>調理場の基本方針、マニュアルを受配校に提示する</p>						
P20	<p>（２）学校給食での食物アレルギーへの対応における注意事項</p> <p>①～④に十分留意して対応すること。</p>	修正 新規	<p>①～⑤に十分留意して対応すること。</p> <p>⑤安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。</p>						
	<p>（２）①</p>	新規	献立表の内容は、学校および調理場それぞれの各段階において、複数で確認する。（食品納入業者から取り寄せた原材料表等から、配布用献立表に原材料を転記すると転記ミスが生じやすいので、原材料表をそのまま活用する等の工夫をする。）						
	<p>◆対応例</p>	修正	<p>◆対応例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 詳細な献立表対応</td> <td rowspan="4"> （記載省略） （記載内容は、「学校給食における食物アレルギー対応指針 文科省」P36を引用する。） </td> </tr> <tr> <td>レベル2 弁当対応</td> </tr> <tr> <td>レベル3 除去食対応</td> </tr> <tr> <td>レベル4 代替食対応</td> </tr> </tbody> </table>	対応	内容	レベル1 詳細な献立表対応	（記載省略） （記載内容は、「学校給食における食物アレルギー対応指針 文科省」P36を引用する。）	レベル2 弁当対応	レベル3 除去食対応
対応	内容								
レベル1 詳細な献立表対応	（記載省略） （記載内容は、「学校給食における食物アレルギー対応指針 文科省」P36を引用する。）								
レベル2 弁当対応									
レベル3 除去食対応									
レベル4 代替食対応									
P21	<p><献立作成時>（３つ目の「・」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由により、献立が変更される場合は、変更後の献立（原材料）を保護者に連絡し、相談する。 	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない理由により、献立が変更される場合は、変更後の献立（原材料）を保護者（共同調理場方式の場合は、学校含む。）に連絡し、相談する。 						
P22	<p><検取時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注通りの食品であるか等十分に確認する、… 	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・発注通りの食品であるか等複数で十分に確認する 						
P22	<p><調理時>（１つ目の「・」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応の作業工程表・作業動線図等を作成、確認し、安全な調理に努める。 	<p>削除</p> <p>新規</p>	<p><調理前></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応の作業工程表・作業動線図等を十分に確認し、安全な調理に努める。 						

	<p><給食の時間> (2つ目の「・」)</p> <p>おかわりの際は必ず学級担任に申し出るよう、本人に指導する。また、給食途中の誤食、アレルギーへの接触等がないように配慮する。</p>	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・おかわり等を含む喫食時の注意や給食当番の役割、配膳時の注意等ルールを決め、本人に指導するとともに、学級において理解を促す指導をし、給食途中の誤食、アレルギーへの接触等がないように配慮する。
	<給食の時間>	追加	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が必要な児童生徒がいる場合は、保護者と本人の了解を得た上で、掲示や立て札を置く等、誰もが分かるよう「見える化」の工夫を図る。
P25	■指導内容 (例)	追加	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足でのおやつ交換等は安易に行わないこと
	※啓発参考資料	新規	<ul style="list-style-type: none"> * 「たまごのたまちゃんのしらなかったこと (改訂版)」 「アトピー性ひふえんってうつるの? (改訂版)」は公益財団法人日本学校保健会で有料領布されています。
P26	<p>(1) 共通理解事項及び校内研修について</p> <p>◆共通理解事項及び研修内容 (例)</p> <p>※啓発用リーフレット: 「エピペンかんたんガイドブック」ファイザー製薬ホームページなど</p>	<p>新規</p> <p>新規</p> <p>新規</p> <p>修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担任不在時の対応について ◆各校に配布されている「学校におけるアレルギー疾患対応資料 (DVD)」及び「エピペン[®]練習用トレーナー」(P72参照)を活用し、教職員誰もがエピペン[®]を打てるよう実習を含めた研修を行うこと。 ※文部科学省 学校給食における食物アレルギー対応について 映像資料・研修資料 ※マイラン EPD 合同会社 エピペンの使い方 映像資料・啓発用リーフレット
	<p>(2) 研修次期</p> <p>…ヒヤリハット事例があった時は、必ず報告し、教職員全員で共通理解を図る。</p>	修正	<p>…ヒヤリハット事例があった時は、必ずアレルギー疾患対応委員会 (食物アレルギー対応委員会等) に報告し、教職員全員で共通理解を図る。(アレルギー疾患対応委員会等は、市町村教育委員会等に報告する。)</p>
P28	「災害時の子供のアレルギー疾患対応パンフレット」	修正	「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」
		新規	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>支援団体情報</p> <p>「いわてアレルギーの会」連絡先: mail@iwate-alle.net</p> </div>
P30	(3) 教職員全員の共通理解	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の教職員間等の連絡体制及び手段 (携帯電話等) について確認しておく。
P33	<p>◆原因がわからなくても軽い症状が出ている場合</p> <p>・教職員の応援を要請する。必ず教職員が本人に付き添い、衣服をゆるめ安静にし、注意深く観察する。※本人を動かさない。</p>	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず教職員が本人に付き添い、保健室へ移動。衣服をゆるめ安静にし、注意深く観察する
P34		新規	※参照 「エピペン [®] 」使用のタイミング (日本小児アレルギー学会による)
P35	食物アレルギー緊急時対応の流れと役割分担 (例)		
	子供に異変? 「よくある訴え」 枠内	新規	軽い咳が続く
	「発見者」 横の枠内	新規 削除	<ul style="list-style-type: none"> ◆軽い症状 (P31 参照) であれば保健室へ移動。中等度～重度の症状 (P31 参照) であればその場で対応 (子供を歩かせない) ◆可能なら保健室へ ◆移動は車いす・担架 (歩かせない) ◆症状が強ければ、その場で対応
	「救急車要請」の枠内	新規	AEDの準備
	「心肺停止状態に陥ったら、蘇生・AED」の枠内	修正	呼吸の確認→「なし」または「わからない」場合は直ちに心肺蘇生・AED

P37	119 番通報 ①「救急です」「要請先の住所」を先ずは伝える。 ②「いつ、だれが、どうしたのか、現在の状況」「アナフィラキシー等の情報」を伝える。	修正 修正 新規 追加 新規	■救急車要請（119 番通報） ①「救急です」を先ずは伝える ②「場所は〇〇です（学校の場合は学校名も伝える） ※住所は正確に伝える（学校の住所、宿泊先の住所等を事前に確認） ③「いつ、だれが、どうしたのか、現在の状況」「アナフィラキシー等の情報」「エピペン [®] 情報」を伝える。 ④「私の名前は〇〇〇〇です。電話番号は△△△-□□□□です（特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える。）」と通報者を明らかにする。 ⑤携帯電話の通報の場合 通報後しばらくの間は、電源を切らずにいること（再確認する場合がある）。 救急車を手配するために 119 番通報をすると、消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119 番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにする。
P42	3 「エピペン [®] 」の使用手順	修正	※文部科学省アレルギー疾患対応資料「緊急時の対応」から抜粋したものを差替
P47	A 9	追加	…極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合は、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。
	A 10 …「食べることが可能になった」ことを確認するため、管理指導表の再提出を保護者に依頼し…	修正	…「食べることが可能になった」ことを主治医に確認し、…
P51	I 1 発症について	追加	(1) と (2) に「症状」記載欄を追加 症状： 原因食品： ※食べてから症状が出るまでの時間の欄を追加
	II 1 ※アナフィラキシー症状の経験 ※「エピペン」を処方されている場合 2 原因食費後にでる症状について	追加 追加 追加	
P52	IV□はい □牛乳・パン・ごはんの停止を希望する。	削除	
		新規	VI 災害時対応時における市町村関係部局への情報提供の同意について
P57	様式 3 緊急時の連携について 6 児童生徒の状況について	新規	③緊急搬送先の希望
P61・62	食物アレルギー緊急時個別対応カード（例）	修正	アレルギー緊急時個別対応カード（例）
P61	特に過敏であることが予想され鵜注意を要する食品	追加	特に過敏であることが予想され鵜注意を要する食品・誘因物質等
P64	様式 7	削除	
P65 以降	（文部科学省関連通知）	新規	「アレルギー疾患対応資料の配布について」 「アレルギー疾患対策基本法の施行について」 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定する件について」
<参考文献>		追加	「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」文部科学省・（公財）日本学校保健会

* 「新規」文章またはその一部を新たに挿入したもの 「追加」文章中の文字等を追加したもの 「修正」文章中の文字等を修正したものの「削除」文章またはその一部を削除したもの